

改定のポイント

第1章 総論

※太字部分が第2回協議会資料との変更点

- (1) 第一次改定後の、国際、国、県の動向(法令、制度等を含む)を追記
 (2) 「基本理念」は策定時の理念(第一次改定時も継承)を継承。記載方法を一部箇条書きに修正

第2章 各論

I 人権教育・啓発の推進

- (1) 構成を国の「人権教育・啓発に関する基本計画(H14策定・H23改定)」の構成に準じ、「1. 人権教育」「2. 人権啓発」「3. 特定職業従事者に対する研修等の充実」の構成に変更
 (2) 学校教育においては、「人権教育指導資料第2集」(H27作成)に基づき「進路保障」の理念を人権教育の柱に据え、子どもたち一人ひとりの背景に目を向け「子どもの生きる力」を育む。

II 各人権課題に対する取組

項	目	主な課題	「施策の基本的方向」の主な改正点
1	女性	○意識改革、男女が働きやすい職場環境の整備、女性の参画、DVへの対応等	○「男女がともに働きやすい職場環境の整備」として、改正“育児・介護休業法”等に基づく不利益取扱い・ハラスメント対策を加筆 ○「相談体制の充実」として相談窓口等を加筆
2	子ども	○いじめの深刻化、不登校、子どもの貧困、児童虐待等	○「いじめの問題への取組」として“いじめ問題対策連絡協議会”の開催、関係機関・団体との連携等について加筆 ○「子どもの貧困対策の推進」を加筆(新規項目) ○「相談体制の充実」としてスクールソーシャルワーカーの活用、“チーム学校”体制の整備等を加筆
3	高齢者	○就労支援、虐待の防止、介護などの生活支援、社会参加の推進、権利擁護等	○「就労対策の推進」として“ミドル・シニア仕事センター”での就職支援を加筆 ○「地域包括ケアシステムの推進」を加筆(新規項目) ○「権利擁護の推進」として“悪質商法・特殊詐欺”への対応を加筆
4	障がいのある人	○障がいを理由とする差別、虐待、就労、生活支援、バリアフリー等	○「障がいを理由とする差別の解消」を加筆(新規項目) ○「特別支援教育の推進(インクルーシブ教育システムの構築)」を加筆(新規項目) ○「ひとにやさしいまちづくりの推進」を加筆(新規項目)
5	同和問題	○無関心、誤った認識による様々な差別とそれに起因する進学、就労等の課題等	○「部落差別解消推進法」の趣旨を加筆
6	外国人	○日常生活、雇用の場等での偏見や差別、日常生活での支障等	○「外国人住民の人権を尊重する啓発活動の推進」として“ヘイトスピーチの解消”を加筆 ○「外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進」として“やさしい日本語の普及”を加筆
7	患者及び感染者等	○感染症等に対する正しい知識・理解の不足による偏見や差別等	※第一次改定の方針を継続・推進する
8	犯罪被害者とその家族	○二次的(経済的・精神的)被害、支援体制の強化等	○「犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進」として“犯罪被害者等早期援助団体との連携強化”を加筆
9	刑を終えて出所した人等	○偏見や差別により社会復帰が困難等	○「刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進」として“島根県地域生活定着支援センターの支援”を加筆
10	LGBT等(新規)	○LGBT等の直面する困難についての理解が不足、社会生活・学校等で困難に直面等	○「性同一性障害者の人権」と「性的指向に係る問題」を本項目に一元化 ○学校における取組(啓発、支援体制、環境整備等)の推進を加筆
11	インターネットによる人権侵害	○情報化の進展による人権侵害の深刻化	○モニタリングによる被害拡大防止等の推進について加筆